

(3) アウトプット・アウトカム指標の比較表

地域名：〇〇市、〇〇町

	アウトプット指標				アウトカム指標					
	1年目	2年目	3年目	計	1年目	2年目	3年目	計		
雇用拡大メニュー	小計	5社	11社	9社	25社	小計	13	29	24	66
(1) 〇〇〇〇〇〇事業		4	10	8	22		10	25	20	55
① 〇〇〇〇〇〇事業		4	4	2	10		10	10	5	25
② 〇〇〇〇〇〇事業		0	6	6	12		0	15	15	30
(2) 〇〇〇〇〇〇事業		1	1	1	3		3	4	4	11
		雇用拡大メニューのアウトカムは参考値として記入。(合計には含まない)								
人材育成メニュー	小計	87人	127人	127人	341人	小計	21人	29人	31人	81人
人材育成メニューの小計	求職者	70	102	82	254	常用雇用	9	14	15	38
	在職者	17	25	25	67	常雇以外	10	14	14	38
						創業	2	1	2	5
(1) 〇〇〇〇〇〇事業	小計	18人	20人	20人	58人	小計	4人	5人	6人	15人
	求職者	15	17	17	49	常用雇用	3	3	4	10
	在職者	3	3	3	9	常雇以外	1	2	1	4
						創業			1	1
(2) 〇〇〇〇〇〇事業	小計	27人	51人	51人	129人	小計	5人	11人	11人	27人
メニューの階層に合わせて適宜、列を下げる	求職者	22	42	22	86	常用雇用	1	5	5	11
	在職者	5	9	9	23	常雇以外	4	6	6	16
						創業	0	0	0	0
① 〇〇〇〇〇〇セミナー	小計	15人	15人	15人	45人	小計	3人	4人	4人	11人
	求職者	12	12	12	36	常用雇用		1	1	2
	在職者	3	3	3	9	常雇以外	3	3	3	9
						創業				
② 〇〇〇〇〇〇セミナー	小計	12人	23人	23人	58人	小計	2人	4人	4人	10人
	求職者	10	20	20	50	常用雇用	1	3	3	7
	在職者	2	3	3	8	常雇以外	1	1	1	3
						創業				
③ 〇〇〇〇〇〇セミナー	小計	0人	13人	13人	26人	小計	0人	3人	3人	6人
開催しない年度分は空白又は0	求職者		10	10	20	常用雇用		1	1	2
	在職者		3	3	6	常雇以外	2	2	2	4
						創業				
(3) 〇〇〇〇〇〇事業	小計	18人	18人	18人	54人	小計	4人	4人	5人	13人
	求職者	13	13	13	39	常用雇用				
	在職者	5	5	5	15	常雇以外	2	3	4	9
						創業	2	1	1	4
(4) 〇〇〇〇〇〇事業	小計	24人	38人	38人	100人	小計	8人	9人	9人	26人
	求職者	20	30	30	80	常用雇用	5	6	6	17
	在職者	4	8	8	20	常雇以外	3	3	3	9
						創業				
就職促進メニュー	小計	50人	90人	90人	230人	小計	6人	12人	11人	29人
	求職者	40	80	80	200	常用雇用	4	7	9	20
	在職者	10	10	10	30	常雇以外	2	5	2	9
						創業				
(1) UIターン説明会	小計	50人	90人	90人	230人	小計	6人	12人	11人	29人
	求職者	40	80	80	200	常用雇用	4	7	9	20
	在職者	10	10	10	30	常雇以外	2	5	2	9
						創業				
(2) ホームページ開設	小計	-	-	-	-	小計	-	-	-	-
周知・広報のみを目的とする事業はアウトプット・アウトカムを設定しない	求職者					常用雇用				
	在職者					常雇以外				
						創業				
合計	合計	5社	11社	9社	25社	合計	27人	41人	42人	110人
数式を適宜、使用	合計	137人	127人	217人	481人	合計	27人	41人	42人	110人
	求職者	110	102	162	374	常用雇用	13	21	24	58
	在職者	27	25	35	87	常雇以外	12	19	16	47
						創業	2	1	2	5

1 アウトプット及びアウトカムの設定については、個別の事業の各メニューごとに、(各セミナー、各講座ごとに) 詳細にアウトプット指標及びアウトカム指標を設定してください。

ただし、ホームページ、チラシ、広報紙等、単なる周知広報には、アウトプット、アウトカムは設定しないでください。

2 アウトプット、アウトカムの重複について、アウトプットは重複があり得ますが(同じ人が複数の事業に参加する場合)、アウトカムでは重複はありません。

※ 別々のセミナーを「たまたま」同じ人が受講し、その後、就職する場合を想定するならば、各セミナーに按分して割り振るか、どちらかに寄せるかすること。

初めから一連のセミナーとしてカリキュラムが設定されている場合は、一つのメニューとしてまとめた形でアウトカムを設定すること。

(4) 新パッケージ事業等実施期間終了後における地域の雇用創造に係る取組方針等

イ 新パッケージ事業実施期間終了後における地域独自の雇用創造に係る取組方針

ロ パッケージ事業実施期間終了後における地域独自の雇用創造に係る取組又は取組予定(パッケージ事業実施地域のみ記述)

該当する地域独自の雇用創造に向けた取組について、事業名、事業概要、予算規模、事業開始(予定)時期を具体的に記述してください。

6 必要経費の概算(予定額)

〇〇〇千円(1年度目〇〇千円、2年度目〇〇千円、3年度目〇〇千円)

事業の実施を希望する期間全体での予定額及び各年度の予定額を記載してください。

事業構想必要経費積算（平成〇〇年度分）

委託事業経費	委託費の額	備考
<p>1 管理費</p> <p>(1)</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>(2)</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>2 事業費</p> <p>(1) 雇用拡大メニュー</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>(2) 人材育成メニュー</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>(3) 就職促進メニュー</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>3 消費税</p>	<p>千円</p>	

(・)

地域雇用創造推進事業(〇〇協議会)事業構想要約版

「 (事業タイトル) 」

1 協議会構成員		
2 新パッケージ事業の実施に係る地域		
3 事業の趣旨・目的		
4 地域重点分野に係る地域の取組		
(1) 地域重点分野の設定		
(2) 地域重点分野に係る産業の動向と今後の見通し		
(3) 地域独自に実施している取組とその成果の見込み		
取組の概要	実施主体	成果
(4) 地域重点分野に係る関係者間の実施体制		
(5) 関係省庁による地域再生の取組		
イ 地域再生基本方針に掲げる施策の実施		
(イ) 地域の雇用再生プログラムに掲げる施策の実施		
(ロ) 地域雇用再生プログラム以外の地域再生基本方針に掲げる施策の実施		
ロ 地域再生基本方針に掲げる施策以外の省庁施策の実施		

5 雇用面における課題	

6 実施しようとする事業の内容及び4の取組との連携方法	
内容	連携方法
I 雇用拡大メニュー	
・	
・	
II 人材育成メニュー	
・	
・	
III 就職促進メニュー	
・	
・	
7 事業実施による効果（アウトカム指標）	

○○○名（常雇 ○○名、常雇以外○○名、創業者○○名）	
1年度目	○○○名
	（常雇○○名、常雇以外○○名、創業者○○名）
2年度目	○○○名
	（常雇○○名、常雇以外○○名、創業者○○名）
3年度	○○○名
	（常雇○○名、常雇以外○○名、創業者○○名）
8 必要経費の概算（予定額）	

○○○千円	
（1年度目 ○○○千円、2年度目 ○○○千円、3年度目 ○○○千円）	

〇〇〇〇地域雇用創造協議会規約（例）

第1章 総則

（名称）

第1条 本協議会は、〇〇〇〇地域雇用創造協議会と称する。

（事務所）

第2条 本協議会は、主たる事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地に置く。

2 本協議会は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

（目的）

第3条 本協議会は、会員である市町村の区域において、市町村や経済団体等の創意工夫により実施する地域経済の活性化や雇用機会の創出のための地域再生の具体的取組と相まって、その取組の雇用創造効果を高める事業を実施し、当該地域の雇用構造の改善を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本協議会は、前条の目的を達成するため、地域雇用創造推進事業その他本協議会の目的を達成するために必要な事業を行う。

第2章 会員

（会員）

第5条 本協議会の会員は、次の通りとする。

(1) 〇〇県（広域版は必須）

(2) 〇〇市町村

(3) 〇〇〇〇会

(4) 〇〇〇〇会

(5) 〇〇〇〇

：

：

() 〇〇〇〇

第3章 役員

（代表）

第6条 本協議会に、1名の代表を置く。

2 代表は、本協議会を代表し、その業務を総理する。

（監事）

第7条 本協議会に、〇名の監事を置く。

2 監事は、財産及び会計並びに業務執行の状況を監査するとともに、これについて不正の事実を発見したときは、総会の招集を請求し、これを総会に報告する。

(選任等)

第8条 代表及び監事は総会において選出する。

2 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(構成)

第9条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会の議長は、代表が務める。

(権能)

第10条 総会は、この規約で別に定めるもののほか、本協議会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第11条 総会は、代表が必要と認めたとき、又は会員若しくは監事から招集の請求があったとき、開催する。

(定数及び議決)

第12条 総会は、全会員の出席がなければ開催することができない。

2 総会の議事は、全会員の賛成をもって決する。

(議事録)

第13条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長が、署名、押印をしなければならない。

第5章 運営委員会

(構成)

第14条 運営委員会は、各会員の実務担当者等を委員として構成する。

(機能)

第15条 運営委員会は、次の事項を行う。

(1) 事業計画案の策定

(2) 事業の具体的な企画・運営に係る事項

(3) その他事業実施に必要な事項

(開催)

第16条 運営委員会は、委員が必要と認める場合に随時開催する。

第6章 財産及び会計等

(財産)

第17条 本協議会の財産は、寄付金品、財産から生じる収入、事業に伴う収入及びその他の収入をもって構成する。

2 本協議会の財産は、代表が管理し、その方法は、総会の議決を経て別に定める。

(事業構想、事業実施計画及び予算)

第18条 本協議会の事業構想、事業実施計画及びこれに伴う予算に関する書類は、代表が作成し、総会において、全会員の議決を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第19条 本協議会の事業報告及び決算は、代表が事業報告書として作成し、監事の監査を受け、総会において、全会員の議決を得なければならない。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第20条 この規約は、総会において、全会員の議決を得なければ変更することができない。

(解散)

第21条 本協議会は、総会において、全会員の議決を得て解散することができる。

2 解散時に本協議会において有していた事業構想書、実績報告書や各種会計書類等の文書は、本協議会の構成員となっている〇〇市町村(又は〇〇県)が、5ヶ年の間、引継ぐものとする。

(残余財産の処分)

第22条 本協議会の解散のときに有する残余財産のうち、国の事業を実施して得た財産は、原則として国へ返還するものとし、個別に協議するものとする。

2 前項の残余財産以外は、総会において、全会員の議決を得て、本協議会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 事務局

(設置等)

第23条 本協議会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事業推進員及び会計事務責任者を置く。

3 事業推進員及び会計事務責任者は、代表が任命する。

(備え付け書類)

第24条 事務所には、常に次に掲げる書類を備えておかななければならない。

(1) 本規約

- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 代表、監事及び職員の名簿
- (4) 規約に定める機関の議事に関する書類
- (5) その他必要な書類

第9章 補足

(委任)

第25条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

付則

- 1 この規約は、本協議会が設立された日から施行する。

地域雇用創造推進事業に係る会計事務取扱規程(例)

(目的)

第1条 この規程は、〇〇〇〇協議会(以下「協議会」という。)が、地域雇用創造推進事業(以下「事業」という。)の実施に要する経費として交付を受けた委託費(以下「委託費」という。)に係る会計事務に関し必要な事項を定め、適正な事務処理を図ることを目的とする。

(予算)

第2条 事業に係る予算は、委託費をもってあてることとする。

2 事業に係る予算に委託費以外のものがある場合には、委託費と区分して経理しなければならない。

(会計事務責任者)

第3条 会計事務責任者は、協議会規約に基づき任命された者とする。

2 会計事務責任者は、必要があると認めるときは、出納者及び補助者を任命して、会計事務の一部を行わせることができる。

(委託費の受入口座)

第4条 会計事務責任者は、〇〇銀行〇〇支店に代表名義の口座を開設し、その口座に委託費を受け入れるものとする。

2 受入口座の名義は、必ず協議会の名称及び前項の職名を含むものとする。

(支出事務)

第5条 会計事務責任者は、予算の範囲内において、支出決議書により支出決議を行うものとする。

2 支出決議された債務は、速やかに支払うものとし、支払方法は銀行振込とする。ただし、必要と認められる事情がある場合は現金払とする。

(帳簿)

第6条 会計事務責任者は、現金出納簿、科目整理簿及び物品管理簿を備え付け、会計事務の執行状況及び物品の在庫状況を記録、計算、整理し、実績を明らかにしておくものとする。

(その他)

第7条 この規程で定めるもののほか、会計事務処理上必要な事項については、協議会の総会の議決を経て、協議会の代表が別に定めるものとする。

付則 この規約は、平成 年 月 日から施行する。

地域雇用創造推進事業 事業利用者アンケート票 例

この度は、〇〇協議会が厚生労働省より受託し実施している地域雇用創造推進事業(以下「事業」という。)につきまして、ご利用いただきありがとうございます。

さて、このアンケート調査は、本事業の委託者である厚生労働省に対し、本協議会の事業成果(利用者の就職実績等)を報告する他、本事業の内容の向上に役立てる目的で実施するものです。

お手数ですが、下記アンケート票記入へのご協力をいただきますよう、お願いいたします。ご不明の点は、下記問い合わせ先あてにご連絡ください。

なお、本アンケート調査票は、集計結果を厚生労働省への報告資料として使用しますが、個別のご回答を公表することは一切ありません。また氏名や就職先等の個人情報については、厳重な管理を行って本アンケートの目的以外には使用しないことを申し添えます。

問い合わせ先 〇〇協議会 事業推進員 〇〇 電話 FAX

記

氏 名	
-----	--

1 利用した事業メニュー名

該当する番号を○で囲んでください。

- ① 〇〇人材育成事業
- ② △△職場体験講習
- ・
- ・
- ・

2 現在の住所・勤務地

該当する番号を○で囲んでください。

- ① 〇〇市内居住
- ② 〇〇市内企業等に勤務
- ③ 〇〇市外居住だが、今後〇〇市へのU・Iターンを希望
- ④ その他

3 事業を利用した目的

該当する番号を○で囲んでください。

- ① 求職中で、企業への就職を希望

- ② 求職中で、創業を希望
- ③ 在職中で、他企業への就職を希望
- ④ 在職中で、創業を希望
- ⑤ 在職中で、転職や創業は希望しないものの、スキルアップを希望
- ⑥ その他

4 事業利用後の現在の就職状況等

該当する番号を○で囲んでください。

- ① 企業等へ就職
- ② 求職中
- ③ 創業
- ④ 創業準備中
- ⑤ 訓練等受講中
- ⑥ 同一企業で雇用継続中
- ⑦ その他

5 4で①に○をつけた方（「企業等へ就職」）は以下の質問にお答えください。

(1) 該当する雇用形態にかかる番号を○で囲んでください。

- ① 1年を超える又は雇用期間を定めない契約で雇われている
- ② ①以外

(2) 差し支えなければ、就職先企業名をご記入ください。

()

6 4で③に○をつけた方（「創業」）は以下の質問にお答えください。

(1) どのような分野での創業を行ったのかご記入ください。

()

(記入例：法人向け配食サービス)

(2) 現在時点での雇用している人の有無について該当する番号を○で囲んでください。なお、「① 有り」に該当する場合は、雇用している人数もご記入ください。

① 有り（雇用している人数)

② 無し

7 本事業を活用した感想・意見

[]

ご協力ありがとうございました。